

平成21年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会次第

平成21年11月17日(火) 午前10時～
府中市役所北庁舎 第5会議室

1 開会

2 委員紹介

3 議題

(1) 会長及び職務代理者の選出について

(2) 会議の公開について

(3) 個人情報の収集等に係る諮問について(審議事項)

(4) 個人情報を取り扱う事務の届出について(報告事項)

4 その他

5 閉会

(諮問文書写し)

21府政広発第 号

平成21年11月17日

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 様

府中市長 野 口 忠 直

個人情報の収集等について（諮問）

災害発生時に自ら避難することが困難と思われる災害時要援護者の所在情報を把握し、円滑な避難支援を行うため、本市では、「災害時要援護者名簿」を作成し、来年度からその運用を開始することを検討しております。これにあたっては、府中市個人情報の保護に関する条例第8条の収集禁止項目の収集、及び同条例第14条第3項第6号の個人情報の目的外利用及び外部提供を行うこととなります。

つきましては、「災害時要援護者名簿作成事業」において行う、これらの個人情報の収集等の可否について、府中市情報公開・個人情報保護審議会のご意見を答申くださいますよう、お願い申し上げます。

諮問事務一覧表

1 条例第8条の規定により諮問する事務（収集禁止項目の収集）

	個人情報を取り扱う事務の名称	事務の対象となる個人の範囲	内 容	担当部課
1	災害時要援護者名簿作成事業	別紙「資料1」のとおり	病歴その他の個人の心身に関する事項	福祉保健部地域福祉推進課 福祉保健部高齢者支援課 福祉保健部障害者福祉課 環境安全部防災課

2 条例第14条第3項第6号の規定により諮問する事務（個人情報の目的外利用及び外部提供）

	個人情報を取り扱う事務の名称	事務の対象となる個人の範囲	内 容	担当部課
1	災害時要援護者名簿作成事業	別紙「資料1」のとおり	（目的外利用）申請書発送のため、介護情報及び障害者情報を参照のうえ氏名、生年月日、性別を住民基本台帳から抽出	福祉保健部地域福祉推進課 福祉保健部高齢者支援課 福祉保健部障害者福祉課 環境安全部防災課
2	災害時要援護者名簿作成事業	別紙「資料1」のとおり	（外部提供）氏名、生年月日、性別、該当理由を民生委員に提供	福祉保健部地域福祉推進課 福祉保健部高齢者支援課 福祉保健部障害者福祉課 環境安全部防災課
3	災害時要援護者名簿作成事業	別紙「資料1」のとおり	（外部提供）氏名、生年月日、性別、該当理由、特記事項を本人同意のない地域の協力者に提供	福祉保健部地域福祉推進課 福祉保健部高齢者支援課 福祉保健部障害者福祉課 環境安全部防災課

災害時要援護者名簿作成事業について

1. 概要

「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」（内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省 通達）並びに「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」（東京都）に基づき、災害時に発生時に自ら避難することが困難と思われる災害時要援護者の所在情報を把握するため、申請があった方を対象に「災害時要援護者名簿」を作成する。作成した名簿は、自治会を中心とする避難支援者に配布し、避難支援プランを作成、災害発生時にプランに基づき円滑な避難支援が行えるように備える。

また、申請を拒否した要援護者についても、民生委員、支援センターがさりげなく見守り、状況を把握することにより、災害発生時の円滑な避難支援につなげる。

2. 収集する個人情報

氏名・生年月日・住所・電話番号・所属自治会・同居者・緊急連絡先・該当理由・特記事項（耳が聞こえなくて呼び鈴が聞こえない等、避難支援者が初回訪問するときのために、伝えておきたいこと）

※情報漏えいの危険性を少なくし、かつ情報更新、保管のコストを抑えるため、市が収集する個人情報は最小限とし、医療情報等のセンシティブな個人情報は『救急、災害時医療情報キット』を利用し、自宅の冷蔵庫に専用容器に入れ保管する。

3. 救急、災害時医療情報キット

医療情報等のセンシティブな情報を、自宅の冷蔵庫に専用容器に入れ保管。災害発生時や救急要請時には、避難支援者や救急隊が冷蔵庫から情報を取り出し、必要な支援につなげる。

4. 対象者（該当理由）

【高齢者】

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定を受けた者のうち要介護度3以上の者
- (2) 75歳以上の者のみで構成される世帯の者

【障害者】

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた1級から3級までの者で、一人暮らし肢

体不自由者及び肢体不自由者のみ世帯の者

(4) 前号の手帳の交付を受けた1級、2級の者で、一人暮らし視覚障害者及び視覚障害者のみ世帯の者

(5) 第3号の手帳の交付を受けた1級の者で、一人暮らし呼吸器機能障害者及び呼吸器機能障害者のみ世帯の者

(6) 東京都愛の手帳交付要綱に基づく1度から3度の愛の手帳の交付を受けている一人暮らしの者

(7) 精神保健福祉法(昭和25年法律第123号)第45条に基づく精神保健福祉手帳の交付を受けている者で、1級から3級までの一人暮らしの者

【その他】

(8) その他、市長が必要と思われる者

5. 作成名簿

・災害時要援護者名簿 (A名簿)

概要	対象者の中から、申し込みがあった方の名簿 自治会(自主防災組織)を中心とする避難組織が避難支援プランを作成し、災害発生時には避難を支援。
配布先	自治会(自主防災再組織)、府中市消防団、民生委員、社会福祉協議会、府中消防署、府中警察、支援センター
同意の有無	有り：申請書に配布先を記載。
配布情報	氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・所属自治会・該当理由(世帯の状況)・特記事項

・救急、災害時医療情報キット希望者名簿 (B名簿)

概要	対象者の中から、災害時要援護者名簿登載は希望しないが、「救急・災害時医療情報キット希望者名簿」のみに希望する方の名簿 民生委員、支援センターが、キットを配布し、キット作成を支援。 その後さりげなく見守りを行い、状況を把握。災害発生時には、民生委員、支援センターを中心に安否確認を行う。
配布先	民生委員、支援センター
同意の有無	有り：申請書に、民生委員、支援センターがキットを配布する旨を記載。
配布情報	氏名・生年月日・性別・住所・該当理由(世帯の状況)

・名簿登載を希望しない災害時要援護者名簿（C名簿）

概 要	災害時要援護者名簿登載、キット方希望はしないが、災害時には要援護者である方の名簿（近所に知られたくない等）名簿を、民生委員、支援センターに配布し、さりげなく見守りを行い、状況を把握。災害時発生時には安否確認を行う。
配 布 先	民生委員、支援センター
同意の有無	無し
配布情報	氏名・生年月日・性別・住所・該当理由（世帯の状況）

・非該当者名簿（D名簿）

概 要	自力で避難できる、同居者がいる、近所に避難支援をしてくれる人がいる方など、非該当の方（自己申告）事務作業用の概念上の名簿であり、外部提供は行わない。
配 布 先	無し
同意の有無	無し
配布情報	無し

・未回答者名簿（E名簿）

概 要	回答がない方の名簿。 名簿を支援センター、民生委員に配布し、申請支援を行う。
配 布 先	支援センター、民生委員
同意の有無	無し
配布情報	氏名・生年月日・性別・住所・該当理由（世帯の状況）

※ 名簿の受け渡しは書面を手渡し又は、郵送予定。

※ 支援センターとは、「介護保険法」第百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センター、「老人福祉法」第二十条の七の二に規定する、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）、「障害者自立支援法」第三十二条第一項に規定する、指定相談支援事業者それぞれ、個人情報保護の条項を明示し、委託契約又は、指定管理者契約（個人情報保護について条項添付）。

6. 作業手順

別紙 「災害時要援護者把握事業の流れ」 のとおり

○老人福祉法

(老人介護支援センター)

第二十条の七の二 老人介護支援センターは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 老人介護支援センターの設置者(設置者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

○介護保険法

(地域包括支援センター)

第百十五条の四十五 地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

5 地域包括支援センターの設置者(設置者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない

○障害者自立支援法

(サービス利用計画作成費の支給)

第三十二条 市町村は、支給決定障害者等であつて、厚生労働省令で定める数以上の種類の障害福祉サービス(施設入所支援を除く。)を利用するものその他厚生労働省令で定めるもののうち市町村が必要と認めたもの(以下この条において「計画作成対象障害者等」という。)が、都道府県知事が指定する相談支援事業を行う者(以下「指定相談支援事業者」という。)から当該指定に係る相談支援(第五条第十七項第二号に掲げる便宜の供与に限る。以下「指定相談支援」という。)を受けたときは、当該計画作成対象障害者等に対し、当該指定相談支援に要した費用について、サービス利用計画作成費を支給する。(指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者の責務)

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定

所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービス又は相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

○障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
(秘密保持等)

第二十四条 指定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

○府中市個人情報の保護に関する条例 抜粋

(収集の禁止)

第 8 条 実施機関は、次に掲げる事項に係る個人情報の収集をしてはならない。ただし、法令等の定めがあるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて職務執行上特に必要であると認めたときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条又は信教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

(4) 病歴その他の個人の心身に関する事項

第 14 条 実施機関は、第 9 条第 1 項の規定により届け出た事務の目的の範囲を超えた個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。

2 実施機関は、市の実施機関以外のものへの個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 市の実施機関内で利用する場合、又は国若しくは他の地方公共団体に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上特に必要であると認めるとき。

府政防第 885号
消防災第 421号
社援総発第 1218001号
国河防第 563号

平成 19年 12月 18日

都道府県防災担当主管部（局）長 殿

都道府県民生主管部（局）長 殿

都道府県土木主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）



総務省消防庁国民保護・防災部防災課長



厚生労働省社会・援護局総務課長



国土交通省河川局防災課長



災害時要援護者の避難支援対策の推進について

災害時要援護者の避難支援につきましては、「災害時要援護者の避難対策について」（平成 18年 3月 28日付府政防第 233号、消防災第 110号、社援発第 0328001号）及び「災害時要援護者対策の進め方について」（平成 19年 4月 18日付府政防第 306号、消防災第 167号、社援総発第 0418001号）により、各都道府県及び市区町村において、「避難支援プラン」の作成等に取り組んでいただいているところです。

本年 7月に発生した新潟県中越沖地震においても、多くの高齢者が被災するなど、災害時要援護者の避難支援対策の推進は、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題となっております。

このような認識の下、今般、政府においてとりまとめた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策」（別添 1参考）において、災害

時要援護者の避難支援対策の促進をその一つとして位置づけたところです。

つきましては、貴都道府県におかれましても、災害時要援護者に対する避難支援対策の重要性について、あらためてご理解をいただき、管内の市区町村において、平成21年度までを目途に、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、要援護者情報の収集・共有の方法、避難準備情報等の発令・伝達、支援体制など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「避難支援プランの全体計画」などが策定されるようご通知をお願いいたしますとともに、別添2の先進県の事例を参考に、関係部局が連携しながら、管内の市区町村に対する格別の支援と協力をお願いいたします。

また、「避難支援プランの全体計画」に盛り込む事項としては、別添3に掲げたものが例として考えられるところではありますが、今後の市区町村の取組みの参考として、おって、国においてモデル計画をお示しすることとしておりますので、申し添えます。

さらに、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月10日付雇児総発第0810003号、雇児育発第0810001号、社援総発第0810001号、社援地発第0810001号、障企発第0810002号、老総発第0810001号）及び「市町村地域福祉計画の策定について」（平成19年8月10日付社援発第0810001号）でお示ししたとおり、要援護者に対する日頃からの取組みが重要であることから、市町村地域福祉計画において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び支援に関する事項を具体的に盛り込むよう、管内の市町村に周知及び支援していただきますようお願いいたします。

加えて、地球温暖化等の新たな要因による災害リスクの増大が懸念されるなか、災害時要援護者の被害を未然防止し軽減していく上で、基本となる各種の社会資本の整備を着実に進めるとともに、「避難支援プラン」の作成に不可欠なハザードマップの整備等が必要であります。

つきましては、平成17年に災害時要援護者支援等の観点から改正された水防法や土砂災害防止法等に基づき、市区町村において、地域防災計画の見直しにより、災害時要援護者関連施設に対する洪水予報等の伝達方法や土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準の設定等を定めるとともに、洪水・土砂災害・津波・高潮に対するハザードマップの作成・公表、土砂災害警戒区域等の設定、防災訓練の実施などの措置が促進されますよう、市区町村を支援していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

○内閣府（防災担当）災害応急対策担当

〒100-8969

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

電話：03-3501-5695 FAX：03-3503-5690

○総務省消防庁国民保護・防災部防災課

〒100-8927

東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535

○厚生労働省社会・援護局総務課 災害救助・救援対策室

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-3595-2614 FAX：03-3595-2303

○国土交通省河川局防災課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

電話：03-5253-8459 FAX：03-5253-1607

自然災 の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策

災害の種類	過去10年の犠牲者数	犠牲要因の分類 (人数は過去10年の犠牲者数)	早急に取り組むべき施策群 (ハード施策：○ ソフト施策：●)
地震	90人 (7.6%)	<p>地震による建物倒壊・火災 20人 【事例のイメージ】 昔ながらの古い家が建ち並ぶ密集市街地で建物崩壊により窒息死、圧死 【近年の被災事例や被害想定】 「阪神・淡路大震災」においては、地震発生直後の犠牲者の8割以上が建築物の倒壊による窒息死、圧死であった。また、中央防災会議では、特に発生し切迫性の高い東海、東南海・南海、首都直下等の大規模地震について被害想定を実施してきたところであるが、いずれも甚大な死者数が、建築物の倒壊を直接的な原因として発生するものと想定された。(H19 防災白書 p.83)</p> <p>震災後の避難所での関連死 40人 【事例のイメージ】 自宅のある地域から離れた避難所で数ヶ月に及ぶ避難生活を強いられた結果、ストレスにより体調を崩し、心不全等で死亡 【近年の被災事例や被害想定】 「平成16年新潟県中越地震」においては、犠牲者68人のうち13人(19.1%)が避難生活でのストレス等が原因で死亡し、広く地震によるショックやストレス等で死亡した人を含めれば、36人(52.9%)に上る。</p> <p>その他 28人 地震後の疲労・過労等で8人、土砂崩れで7人、容態・持病の悪化で6人など。</p> <p>要因不明 4人</p>	<p>(家や建物が倒壊・延焼しづらいように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進【国土交通省】 →平成27年度までに、高齢者や障害者をはじめとする低所得者の住宅に係る耐震改修等に対する補助金の地域要件・建物要件の撤廃や補助率の拡充等により、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率を目標まで引き上げ、住宅・建築物等の倒壊による被害の軽減を図る(平成15年度末：75%)。 ○ 公立学校施設の耐震化の一層の推進【文部科学省】 →耐震診断を早急に進めるとともに、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。 ○ 密集市街地の整備促進【国土交通省】 →平成23年度までに、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地について、防災公園等の面的整備や耐火建築物への建替の促進等により、避難困難者が生じず人的被害が殆ど生じない水準(街区内の不燃率40%以上)を確保する(平成17年度末においては28.8%について確保済)。 <p>(少しでも早く揺れに備えられるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急地震速報の利活用促進と全国瞬時警報システムの整備推進【内閣府、消防庁、文部科学省、気象庁】 →平成19年10月1日より一般提供を開始した緊急地震速報について、たとえ数秒間の猶予でも揺れに備えることが犠牲を防ぐために大切であることを広く認識してもらう観点から、さらなる周知・広報に取り組むとともに、百貨店、鉄道、病院等の多数が利用する施設での利活用を各省連絡会議を通じて促進する。また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備推進により、より多くの住民に緊急情報を瞬時に伝達することができるようにする。 <p>(一刻も早く助けられるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急消防援助隊や警察広域緊急援助隊の充実強化【警察庁、消防庁】 →平成20年度までに、大規模災害時に他の地域から被災地の支援にあたる緊急消防援助隊を約4000隊登録する(平成19年4月1日現在3751隊)。また、ウォーターカッター等の高度な機能を備えた特別高度工作車を全国的に配備し、空白地域の解消を図る。さらに、警察広域緊急援助隊についても、部隊の練度向上や救済支援機材の充実強化を図る。 ● 災害派遣医療チーム(DMAT)の強化【厚生労働省】 →平成23年度までに、災害派遣医療チーム(DMAT)に係る研修を重点的に進め、1000チームまで増強し(現在386チーム)、東南海・南海地震等の広域的な地震が発生した場合にも(217チームが必要と想定)所要の人員を被災地外の他の地域から確保できるよう、災害救助体制を強化する。 <p>(安心して避難生活を送れるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所等における健康対策の実施【厚生労働省】 →エコノミークラス症候群や廃用症候群の発症予防、食中毒等感染症発生防止、人工透析患者や難病患者等への医療の確保について、被災都道府県等に対する通知の発出やマニュアルの配付等による情報提供を行うなど必要な対策を実施し、避難所等における高齢者等の健康対策を推進する。 ● 防災ボランティア活動の環境整備【内閣府】 →平成20年度までに、携帯電話やインターネットの活用も念頭においたシステムの構築等の可能性について調査・検討を行うことにより、ボランティア活動の供給ミスマッチなどのボランティア活動に関するボトルネックの解消を図っていく。
火山	0人 (0.0%) ※昭和63年から平成9年までの10年間に おいては、57人が死亡	<p>火山噴火による火砕流や噴石の直撃 0人 【事例のイメージ】 どのような対応をとったらいかが分らず自宅にとどまっていたお年寄りが火砕流等により死亡 【近年の被災事例や被害想定】 平成2年からの雲仙岳噴火の際には火砕流等により44人の犠牲者を出した一方、平成12年の有珠山噴火に際しては、事前の緊急火山情報発表と、ハザードマップによる適切な住民避難が行われたことで、人的被害が発生しなかった。</p>	<p>(被害に遭う前に逃げられるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難体制の充実による火山防災対策の推進【内閣府】 →平成20年度までに、有識者による検討会において個別の代表的な火山の事例を検証し、噴火時等の避難体制の指針等を策定し、これを踏まえて、火山防災マップの活用等による避難体制の充実を図る。 ● 噴火時等の避難体制に対応した噴火警報への改善【気象庁】 →平成20年度までに、防災対応が必要な25火山について、これまで噴火規模により区分していた「火山活動度レベル」を改め、避難行動等の防災対応を踏まえた区分である「噴火警戒レベル」を導入する(その後も順次必要な火山に導入)。 ● 防災行政無線を活用した緊急情報伝達の充実【消防庁】 →市町村防災行政無線(同報系)の整備を促進するとともに、防災行政無線を活用した全国瞬時警報システム(J-ALERT)の普及を促進することにより、サイレンによる住民への緊急情報告知の早期化を目指す。

風水害

654人
(54.9%)

台風や大雨による土砂災害 160人

【事例のイメージ】

台風の際に森山が崩れて一家全員生き埋め死
【近年の被災事例や被害想定】
地すべり、土石流、がけ崩れといった土砂災害は、その原因となる土砂の移動が強大なエネルギーを持つとともに、突発的に発生することから、人的被害につながりやすい。(H19 防災白書 p.179)

台風や大雨の際の外出時の事故 172人

【事例のイメージ】

台風の際に自分の田んぼを見回っていたおじさんが滑って水路に転落死
【近年の被災事例や被害想定】
「平成16年台風23号」に際しては、犠牲者96人のうち、45人(45.9%)が外出時に用水路に転落したこと等が原因で死亡し、田んぼや仮留している船の見回り等のために外出したことが明らかな犠牲者だけでも、14人(14.3%)に上る。

その他 142人

倒木等で29人、自宅や車の水没等のための溺死で27人、風浪からの落下等で19人、強風に煽られての転倒等で14人など。

要因不明・不集計 180人

雪害

434人
(36.4%)

降雪時における除雪中の事故 113人

【事例のイメージ】

寒害地帯の老々始世帯において、おじさんが屋根の雪下ろし中に転落死
【近年の被災事例や被害想定】
「平成18年豪雪」においては、屋根の雪下ろし等の除雪作業中の死者が全体の約3/4を、65歳以上の高齢者の死者が全体の約2/3を占めている。(H19 防災白書 p.29)

その他 40人

落雪等で20人、家庭の倒壊による生き埋めで7人、除雪車に撞かれる等で5人など。

要因不明・不集計 281人

その他

14人
(1.2%)

合計

1192人
(0.0%)

○ 人命保全を第一に考えた土砂災害対策の推進【国土交通省】

→平成20年度までに、高齢者や障害者が入居・入院する施設や防災拠点、避難所など、人命を守る効果の高い箇所(5200箇所)について対策を講じ(約2200施設については突発的)、また、土砂災害特別警戒区域の指定の促進を通じて危険箇所の増加を抑制し、人的被害を回避・軽減する。

(あらかじめ万全の備えができるように)

● 土砂災害に対するハザードマップの作成・防災訓練実施の推進【内閣府、国土交通省】

→平成24年度までに、土砂災害危険箇所が存在する全市町村において土砂災害ハザードマップが作成・刷録(現在16%)されるよう促進し、住民の避難訓練等に活用することにより、普段から防災情報の共有を徹底する。このため、地方公共団体が容易にハザードマップを作成できる支援ツールの整備等を行う(以下の添削分に再掲)。

● 台風・豪雨等に関する気象情報の充実【気象庁】

→平成21年度までに、5日先定での台風予報を実施するとともに(現在は3日先)、平成22年度までに、市町村を単位としたきめ細かい要報等の発表を行うことにより(現在は県単位)、地域ごとに、より早い段階からの備えを可能とする。

(避難ができていない高齢者なども逃げられるように)

● 災害時要援護者の避難支援対策の促進【内閣府、消防庁、厚生労働省、国土交通省】

→国による市町村モデル計画の策定や企画キャラバンの展開等を通じ、平成21年度末を目途に、市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの策定などが策定されるよう促進し、災害時要援護者が安全に避難するための支援体制を確立する。

(危険な外出を避けられるように)

● 水位情報や浸水情報の提供の充実【国土交通省】

→平成21年度までに、全ての国直轄河川(約350)と主要な都道府県河川(約2000)に避難勧告の判断の目安となる「避難判断水位」を設定するとともに、平成24年度までに、浸水想定区域や到達予測時刻などの時々刻々の変化がインターネット等でわかる「動く浸水想定区域図」の一般提供又は、はん濫区域と水深についての予報を一般水系の約70%で実施し、外出の危険性を住民が実感をもって確認できるようにすることにより、迅速な避難に役立てるとともに、見回り事故を防止する。

● 洪水や高潮に対するハザードマップの作成・防災訓練実施の推進【内閣府、農林水産省、国土交通省】

→平成24年度までに、全国の主要な河川の洪水想定区域内の全市町村における洪水ハザードマップの作成・刷録(現在4%)とゼロメートル地帯を含む全市町村における高潮ハザードマップの作成・刷録(現在約1割)がなされるよう促進し、住民の避難訓練等に活用することにより、普段から防災情報の共有を徹底する。(※上記再掲)

(地域一体となった備えができるように)

● 消防団、水防団の充実強化【消防庁、国土交通省】

→「消防団協力事業費表示制度」の導入や「水防専門家派遣制度」の活用によって、団活動の理解向上や活動の活性化を図り、消防団員については100万人(女性消防団員10万人)の確保を目標として、地域防災力の向上を図る。

(無理をせず、地域の助け合いで確保ができるように)

● 寒害地帯における雪害体制の整備【国土交通省】

→平成20年度までに、市町村対策計画の策定マニュアルや共助による安全・効率的な雪処理方策マニュアルを策定し、これらの普及等を通じて、何らかの計画に位置付けること等によりすでに雪対策に取り組んでいる市町村を中心に、特別寒害地帯の7割の市町村について、平成21年度末を目途に高齢者が担取をすることなく除雪ができる体制を整備する(平成24年度を目途に特別寒害地帯の全202市町村について整備)。また、凍雪用、融雪装置、冬期共同住宅などの雪害、交差、高齢者支援のための先導的な施設整備へ補助を行うとともに、地域住宅交付金を活用し、地方公共団体が進める雪害住宅の整備を支援する。

● 消防団による災害防除のための雪害対策【消防庁】

→消防団が災害防除のための除雪・雪下ろしなどの雪害対策を実施する。

● 自衛隊による雪害対策への支援【防衛省】

→自衛隊が災害派遣の枠組みの下で地元ニーズをより一層踏まえた形で除雪・雪下ろしなどの雪害対策への支援を実施する。

○ 道路の雪害対策【国土交通省】

→除雪車等による道路上の除排雪(除雪)、雪崩や地吹雪を防止する施設、チェーン着脱場等の整備(防雪)、凍雪用、塩撒の整備等(凍雪防止)により、道路上での事故の可能性を軽減する。

今回取りまとめた政府の取組はもとより、自分の身は自分で守る「自助」や地域で助け合う「共助」も大切

(注)「過去10年の犠牲者数」及び「犠牲要因の分類」欄中の犠牲者数は、平成10年1月～平成19年12月6日現在の自然災害による死者・行方不明者数について、消防庁資料等をもとに内閣府において整理・再集計したものである。また、風水害と雪害について、内閣府が被害報を取りまとめていない局所的な災害等についての犠牲者については、「不集計」として記載した。

市区町村の災害時要援護者対策に対する 都道府県の支援について（取り組み例）

- マニュアル・指針・手引き等の策定
- モデル事業の実施
地域支えあいマップづくり事業、先進的な市町村を選定し計画策定を支援、市町村と検討会を開催 など
- 災害時要援護者支援の仕組みづくりに関する事業についての助成
- 個別指導等の実施
首長等への直接訪問、全市町村を対象とした研修会及び個別指導を実施、県の防災対策推進員によるマップ作成の助言、防災に関する出前講座の開催、 など
- 講演会・説明会等開催
有識者による講演会、避難支援プラン策定の要請、先進市町村による助言、先進市町村の事例紹介、市町村の職員との意見交換会の開催 など
- 県の防災・福祉部局による検討会・支援班の設置
- 水防法・土砂災害防止法に基づく地域防災計画の見直しに関する支援
災害時要援護者関連施設の選定支援、説明会の開催、先進事例の紹介、市町村長等への説明、相談窓口の設置 など
- 土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準設定の支援
- 洪水・土砂災害・津波・高潮ハザードマップの作成支援
浸水想定区域の指定等による洪水ハザードマップの作成支援、土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害ハザードマップ作成支援、市街地における想定浸水深等の表示の推進に関する支援、作成に対する補助 など

「避難支援プランの全体計画」に盛り込む事項の例

- 基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）
- 避難支援プランの対象者の考え方（範囲）
- 要援護者情報の収集・共有の方法
- 避難支援体制（市町村各部局（防災、福祉等）や関係機関（消防団、水防団、自主防災組織、福祉関係者等）の役割分担等）
- 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法
- 洪水・土砂災害・津波・高潮ハザードマップ等の整備・活用方法
- 避難誘導の手段・経路等
- 避難所における支援方法
- 要援護者避難訓練の実施
- 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方（策定の目標年次、策定方法等）

※その他、要援護者マップの作成等災害時要援護者の避難支援対策を推進する上で市区町村が有効と考える事項。

災害時要援護者名簿

災害時要援護者名簿 (A名簿)

No	氏名	生年月日	性別	住所				方書	電話	自治会	該当理由				特記事項
				町名	丁目	番地	号				高齢者のみ	介護3以上	障害者	その他	
1	府中 太郎	T15.1.3	男	宮西町	2	**	*		***-***-***	××会	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			目が不自由
2	是政 米子	S10.4.1	女	宮西町	3	〇〇	〇		***-***-***	●×自治会		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		車椅子使用
3	若松 健治	S44.12.24	男	宮西町	1	△	△	マンション××	***-***-***			<input type="radio"/>			耳が遠い

救急、災害時医療情報キット希望者名簿(B名簿)・名簿登載を希望しない災害時要援護者名簿(C名簿)・未回答者名簿(D名簿)

No	氏名	生年月日	性別	住所					電話	自治会	該当理由				特記事項
				町名	丁目	番地	号	方書			高齢者のみ	介護3以上	障害者	その他	
1	田中 一郎	T10.4.10	男	若松町	2	**	*					○			
2	山田 花子	S2.3.4	女	若松町	3	○○	○	○●莊				○			
3	佐藤 次郎	S33.5.1	男	若松町	1	△	△						○		

平成22年1月 日

災害時要援護者対象者の皆様へ

府中市長 野口 忠直
(公印省略)

府中市災害時要援護者名簿へ登録のお願い

日頃市政運営にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

府中市では、災害発生時に一人では避難することが難しい高齢者や障害者の方を、地域の支え合いにより支援するために災害時要援護者名簿を作成します。

この名簿は、自治会や自主防災組織など地域の支援者に提供され、地域で支え合いの仕組みを作り、災害発生時には地域の支援者の皆様が要援護者の避難を支援するために活用されます。

つきましては、皆様に名簿搭載のご意向を伺いますので、万が一に備えて、是非、多くの方にご登録頂きますようよろしくお願い申し上げます。

なお、この通知は、住民基本台帳等に基づき災害時要援護者の対象と思われる皆様に送付しております。

1. 申込方法

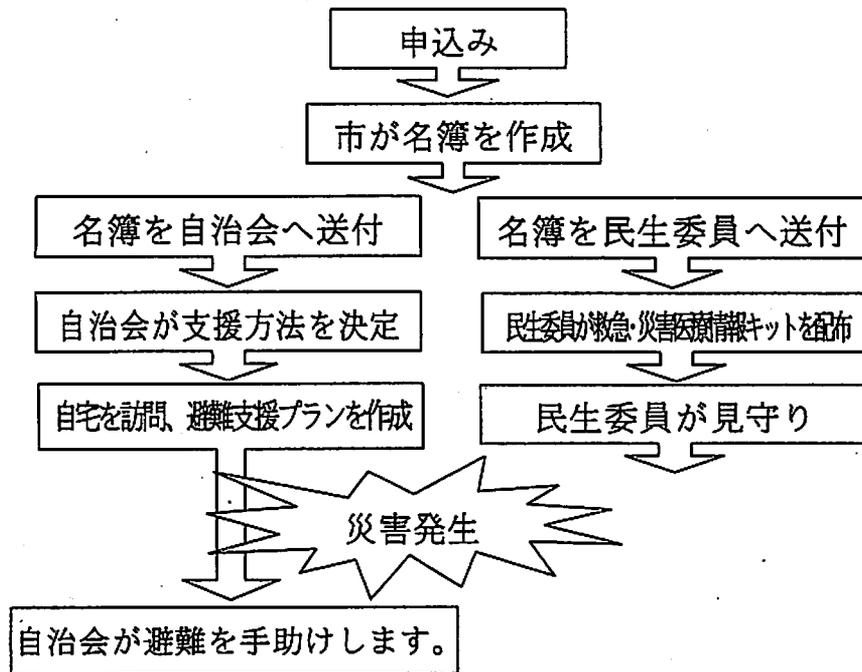
- (1) 申込期限 平成22年2月 日 ()
- (2) 申込方法 別紙申請書に必要事項を記入し、返信用封筒にてご返送ください。
- (3) 申込先 福祉保健部高齢者支援課地域包括支援センター

2. 災害時要援護者の対象者

- ① 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- ② 介護認定で要介護3・4・5の方
- ③ 1～3級の障害者でひとり暮らしの方など（詳細は障害者福祉課へお尋ねください。）
- ④ 上記と同様な状況にあると認められる方

〈裏面をご覧ください。〉

3. 申込から避難までの流れ



4. 登録名簿の提供先

自治会、自主防災組織、府中市消防団、民生委員、社会福祉協議会、府中消防署、府中警察署、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターなど支援をお願いする組織に名簿を提供します。

5. 救急・災害医療情報キットの配布

名簿登録者には、平成22年5月頃、民生委員が救急災害医療情報キットを配布します。医療情報等については、このキットに入れて自宅の冷蔵庫に保管して頂き、避難するときに取り出し活用します。

災害発生時だけでなく、救急時にもご活用いただけます。



6. 名簿登録者の個人情報の取り扱い

個人情報のうち、住所・氏名・性別・生年月日、電話番号、加入自治会名、世帯の状況、支援者に伝えておきたい事を地域の支援者に情報提供します。なお、情報の提供に当たっては、適切な管理に努めます。

緊急連絡先は、市で保管し、緊急対応時に活用します。

7. 登録にあたって

災害は予測が困難で、災害発生時に、支援者自身に不測の事態が発生する恐れもあります。従いまして、名簿にご登録頂きましても、確実な支援や安全を保障するものではありませんのでご了解ください。

登録内容に変更が生じた場合にはご連絡下さい。氏名・住所などを変更され、ご連絡いただけない場合、登録を取り消させていただくこともございます。

府中市災害時要援護者名簿登録届

府中市長

登録者情報	ふりがな		性別	男 ・ 女
	氏名		電話番号 042()	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	世帯の状況	
	住所	〒183- 府中市	<input type="checkbox"/> 単身世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者のみ世帯 <input type="checkbox"/> 介護等 ()	

1 または 2 の 内に 印を記入し、該当する事項を記入してください。

1. 私は、次のとおり府中市災害時要援護者名簿に登録を希望します。

(1) 自治会に加入していますか

はい 自治会名 → ()

いいえ

(2) 支援者に伝えておきたい事 → ()

(3) 緊急連絡先 (必ず記入してください)

	緊急連絡先氏名	続柄	電話番号	住所
1			()	
2			()	

(4) 個人情報の取り扱いについて

私は、上記の登録者情報及び(1)と(2)の内容が、自治会、自主防災組織、府中市消防団、民生委員、社会福祉協議会、府中消防署、府中警察署、地域包括支援センター及び在宅介護支援センター等地域の支援者に提供されることに同意します。

2. 私は、次の理由で名簿登録を希望しません。

(1)理由 元気なので自力で避難できる。

家族・同居者がいる。

近所に支援してくれる人がいる。

その他 ()

(2)名簿登録を希望しませんが、救急災害医療情報キットを

希望します。 希望しません。 (一方を選択)

本人署名欄

又は代理人署名

続柄

第1号様式(表)(第3条)

平成21年 9月11日

個人情報取扱事務届出書

府中市長

都市整備部計画課長

府中市個人情報の保護に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	個人情報を取り扱う事務の名称	府中市まちづくり活動に関する支援要綱 府中市まちづくり専門家の派遣等に関する支援要領		
2	個人情報を取り扱う事務の目的	まちづくり専門家を派遣するために団体の代表者の個人情報を提供する必要があるため		
3	個人情報を取り扱う事務の根拠	同	上	
4	事務を開始する年月日	平成21年 9月 7日		
5	事務の対象者となる個人の範囲	まちづくり専門家派遣を申請した団体構成員の氏名、住所、連絡先		
6	個人情報の内容	(1) 基本的事項		
		<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 性別
		<input type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/> 年齢	<input checked="" type="checkbox"/> 電話番号
		<input type="checkbox"/> 金融機関の口座番号	<input type="checkbox"/> 個人番号	
	(2) 家族状況等	<input type="checkbox"/> 家族状況		
	(3) 社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 成績・評価	
	<input type="checkbox"/> 学校名・学歴	<input type="checkbox"/> 財産・収入	<input type="checkbox"/> 住居の状況	
	<input type="checkbox"/> 資格・処罰	<input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> 公的扶助			
	(4) 収集禁止項目	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる事実		
	<input type="checkbox"/> 思想・信条・信教	<input type="checkbox"/> 病歴その他心身に関する事項		
	<input type="checkbox"/> 犯罪に関する事項			
7	個人情報の処理の方法	<input type="checkbox"/> 電算 <input checked="" type="checkbox"/> 電算以外		
8	個人情報の記録媒体	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 写真		
	<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 電磁的媒体 (<input type="checkbox"/> テープ・ <input type="checkbox"/> 光ディスク)		
	<input type="checkbox"/> その他 ()			

第1号様式 (裏)

<p>9 収集禁止事項を収集する根拠</p> <p><input type="checkbox"/> 法令等 (法令等の名称)</p> <p><input type="checkbox"/> 審議会意見</p>		
<p>10 個人情報の主な収集先</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人</p> <p><input type="checkbox"/> 本人以外 { <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体</p> <p><input type="checkbox"/> 民間・私人</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>		
<p>11 本人以外から収集する根拠</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の同意 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 出版・報道等</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 所在不明等 <input type="checkbox"/> 争訟等</p> <p><input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体 <input type="checkbox"/> 審議会意見</p> <p>法令等の名称 ()</p>		
<p>12 事務の委託の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し</p>		
<p>13 目的外利用・外部提供の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し</p>		
<p>14 目的外利用・外部提供をする根拠</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人の同意 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 出版・報道等</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体</p> <p><input type="checkbox"/> 審議会意見</p> <p>法令等の名称 ()</p>		
<p>15 外部提供の提供先</p> <p><input type="checkbox"/> 国・地方公共団体 <input type="checkbox"/> 出資団体等 <input type="checkbox"/> 公共的団体</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人</p>		
<p>16 個人情報を記録する主な文書等の名称</p> <p>まちづくり活動助成事業</p>		